

意匠法の問題圈 第18回

—— 意匠の表現と認定Ⅲ（出願意匠・登録意匠の認定）

京橋知財事務所 弁理士

（一社）日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

意匠法の目的

- I. 意匠情報の質
- II. 保護と利用（競業秩序）（以上92号）
- III. 意匠創作の奨励
- IV. 産業の発達
- V. まとめ（以上93号）

保護対象

- I. 意匠の定義
- II. アイディア（情報）としての意匠
- III. 物品（以上94号）
- IV. 形状、模様、色彩（95・96・98号）
- V. 部分意匠（101・102・103・104・106・107号）
- VI. 視覚的美観（110・112・113号）

意匠の表現と認定

- I. 序説（115号）
- II. 出願意匠の表現（116号）
- III. 出願意匠・登録意匠の認定（本号・次号）

Ⅲ. 出願意匠・登録意匠の認定

1. 願書及び図面等の記載不備

1) 記載不備に関する『意匠審査基準』

意匠登録出願の願書及び添付図面等において、具体的な意匠が記載されていない場合は、その意匠登録出願に係る意匠（以下、「出願意匠」ともいう。）は、「工業上利用することができる意匠」（意3条1項柱書）ではなく、意匠登録を受けることができない。意匠法6条および意匠法施行規則では、願書及び図面等の記載方法について規定し、それを受けて『意匠審査基準』（以下、注等では『基準』と記す。）では願書及び図面等に「誤記や不明瞭な記載などの記載不備」を有しており「意匠が具体的でない場合」

を詳細に列挙している。

この「記載不備」とは、具体的には、「（1）記載不一致」の場合（願書及び図面等の記載が相互に一致しない場合）と「（2）記載不足」の場合（願書及び図面等の記載が不足している場合）に分けられる。また、「意匠に係る形態」に関する記載不備の内容（特定されない意匠の内容）については、「（1）形状、模様、色彩」、「（2）材質、大きさ、透明」、「（3）変化」に分けて整理できよう。（なお、「意匠に係る物品」に関する記載不備は、主に意匠法7条に関する事項であるが、今回は検討対象としない。）

『意匠審査基準』（21.1.2）11頁は、出願意匠の具体性の程度について、「美的創作」としての「意匠の内容」が導き出すことができればよいとし*1、願書及び図面等に記載不備があっても、「①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に合理的に善解し得る場合、②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合」、出願意匠は具体的なものと判断される。下記の裁判例においても、具体的当てはめにやや違いがあるとしても、原則的な考え方においては『意匠審査基準』と同じ判断基準であるといえよう。

なお、出願意匠が具体的なものと判断される場合は、意匠法3条1項柱書の規定に該当するので、拒絶理由が通知されることはない。しかし、当該出願が方式的要件を具備しないものに該当し、特許庁長官名による手続補正指令書（方式）になる場合もあ

る*²。

『意匠審査基準』には、「①合理的に善解し得る場合」及び「②意匠の要旨の認定に影響ない微細な部分」の事例として、以下の事例が明記されている。

2)「善解し得る場合」の事例

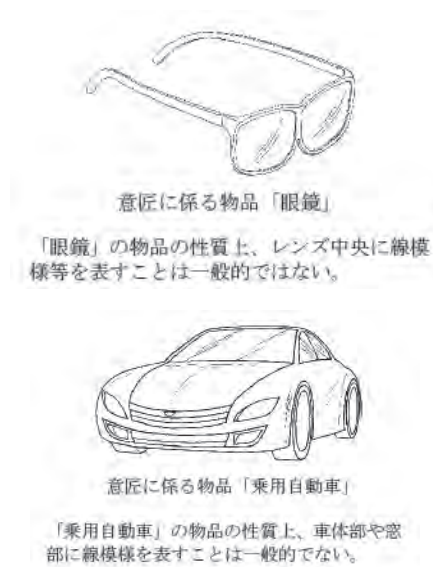
①背景、ハイライト、陰影など余分なもの

「背景、ハイライト、陰影など余分なものがあらわされていて、正確に意匠を知ることができない場合」は原則として意匠が具体的でないが、例外として、CG図面において「背景の彩色であることが明らかな場合」意匠は具体的であると判断される（『基準』12頁）*³。

②形状を特定するための線、点その他のもの

意施規様式第6〔備考7〕は、「図形(参考図の図形を除く。)の中に…意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載する…場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるものかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。」と規定し、当該説明の記載がないと、原則として意匠は具体的でない。しかし、「当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合」は記載がなくとも、意匠が具体的なものと認められている

●図1

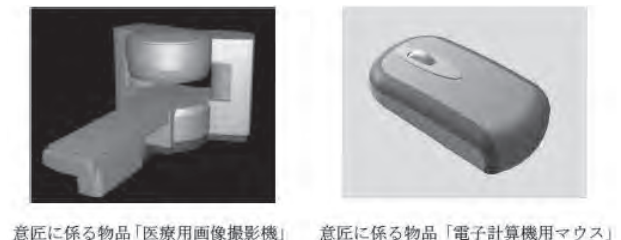


（『基準』13頁）。具体的事例として下記が挙げられている【図1】。

③CG図面の「陰」

CG図面の「陰」についても、明度変化が「陰」であることが明らかな場合は当該説明の記載がなくとも、意匠が具体的なものと認められる（『基準』13頁）【図2】。

●図2 a 説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例



④物品に表された文字、標識

「新聞、書籍の文章部分」や「成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字」は、「物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているもの」であり、「模様と認められず意匠を構成しない」。したがって、原則として「図形の中には、記入してはならない」（意施規様式第6〔備考7〕）。ただし、「図形中に表されていても削除を要しない」とされている（『基準』14頁）*⁴。

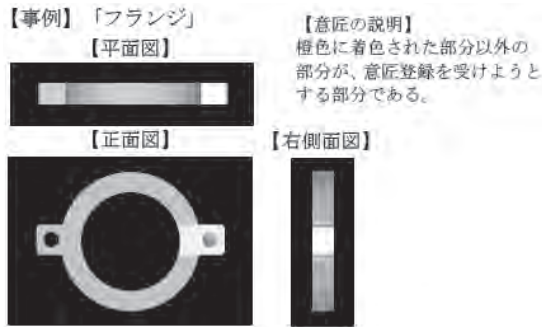
⑤斜視図のように作成された写真

斜視図のように作成された写真であっても、大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合は、意匠が具体的なものと判断される（『基準』14頁）。

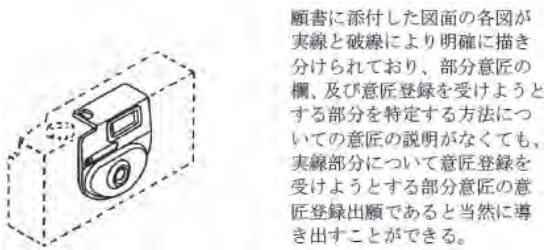
⑥「部分意匠」の欄の表示、及び、部分特定方法の説明の不足

「部分意匠」の欄の表示、及び、描き分けの説明の不足があっても、総合的に判断すれば、意匠が具体的なものと認められる場合がある（『基準』99頁）【図3】。

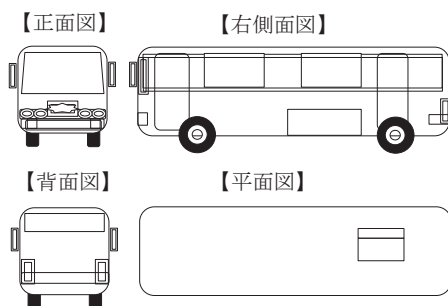
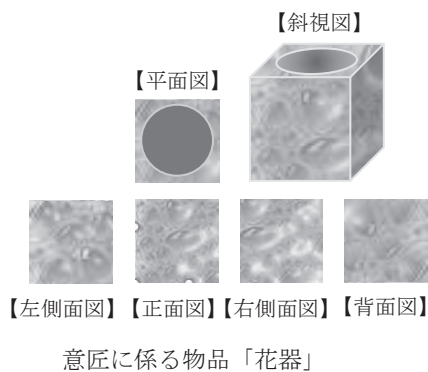
●図3 「部分意匠」の欄の表示がない場合



「部分意匠」の欄の表示、及び、部分特定方法がない場合



●図4 事例



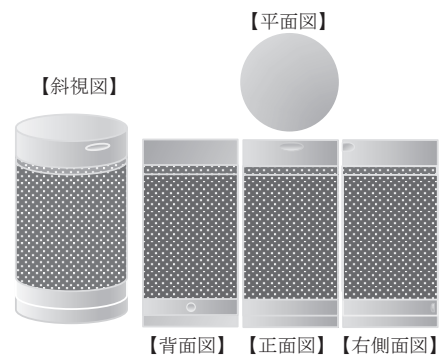
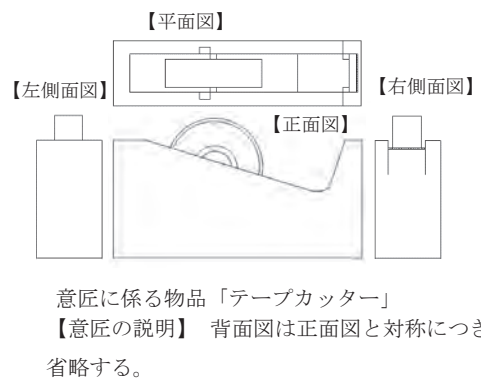
【意匠の説明】 左側面図は右側面図と対称につき省略する。

3) 「意匠の要旨の認定に影響しない微細な部分」の事例

①底面図の不足

『意匠審査基準』15頁は、「a 床面や卓上などに置いて使用するもの」と「b 車両などの重量物」については「底面図が不足する場合であっても」意匠が具体的なものと判断すると規定する。平成30年4月に改訂され、従前「大型機械など」と「大型の車両などの重量物」に認められていた底面図の省略について物品を拡大したものである。ただし、「通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくても願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合」との限定がつく。

この底面形状は厳密に言えば特定されていないのであり、形状は不明確なままでも意匠が具体的に認



識できる場合である。したがって、「②意匠の要旨の認定に影響しない微細な部分」の事例と解される。「通常は底面を見られることがない」意匠であるから、底面の細部の形態が当該意匠の要旨を構成しないものであり、また、底面図以外の図面から特定される底面部の形態だけでも、出願意匠が具体的に認識できるから、底面図を省略しても意匠が具体的に判断されるのである*⁵ [図4]。

②画像図以外の図面の省略

「意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図が省略」できる（『基準』17頁）（同旨『基準』（71.2.2）92頁）。

③意匠登録を受けようとする部分以外の部分の図の省略

「物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、… a 正面図又は背面図のいずれか一方、b 左側面図又は右側面図のいずれか一方、c 平面図又は底面図のいずれか一方」の省略ができる（『基準』17頁）（同旨『基準』（71.2.2）92頁）。

この事例②及び③の省略を認めると、「意匠に係る物品」全体の形態については、厳密に言えば特定されていないことになる。しかし、図面省略できる破線部分は、部分意匠の要旨の認定に影響しない微細な部分であるから、省略されても部分意匠は具体的に認められる*⁶。なお、破線部分は、「部分意匠を構成するものではない」と解され*⁷、それゆえ省略可能としたものと解すこともできよう*⁸。

④部分意匠における境界線の不足

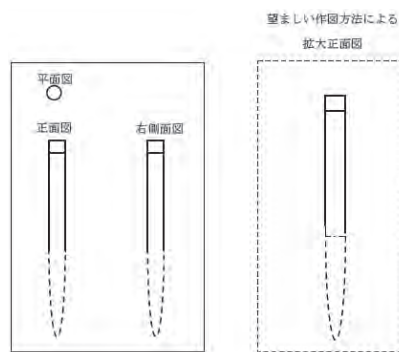
部分意匠の出願で、添付図面において「境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、…境界を当然に導き出すことができる場合」は、意匠が具

体的なものと認められる。「例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、…実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。」とされる（『基準』100頁）。

この場合も、厳密に言えば境界は特定されない。それでも「直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がなく」、「一定の範囲を占めているものとして取り扱う」ことができるのは、この事例のような「境界」の記載不足は、「いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である」からと解される [図5]。

なお、境界は一点鎖線等で示され、部分意匠の形状等を表す実線とは区別される。一点鎖線は部分意匠の範囲を示すものであり、部分意匠を構成する線ではない。したがって、そもそも部分意匠の境界（範囲）については、部分意匠の形状等と異なり、厳密に特定する必要がないものであり、「意匠の要旨の認定に影響しない微細な部分」といえよう*⁹。

●図5 柵用支柱



* 1 東京高判昭和59.9.26 [建築物用取手]（昭和58（行ケ）196、染野判例2561の81頁（136）、取消集昭59年1119頁）は、意匠法3条1項1号、2号の意匠（公知意匠、引用意匠）としての特定性についてではあるが、一般論として『意匠審査基準』と同旨の考え方を示している。すなわち、「意匠とは看者の視覚に訴えて美的印象を与える物品の外観であるから、何よりもまずその構成が全体的なまとまりとして把握されることが必要であり、個々の構成要素の認識が

きわめて高度の正確性をもってなされる必要はない。」と説示する。(公知意匠、引用意匠の認定については、後に検討する。)

- * 2 『基準』(21.1.2) 11頁は「特許庁長官名による手続補正指令書(方式)が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録を受けようとする意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かを判断する。」と規定する。なお、意匠法7条の要件(一意匠一出願)も手続的要件といえるが、拒絶の理由とされている(意17条3号)。
- * 3 本事例は、平成29年に追加されたものであるが、従来から、写真の背景、ハイライト、陰影などがあっても、「正確に意匠を知ることができる場合」は、意匠が具体的なものと判断されている。ただし、大阪地判平成27.12.22〔カラーコンタクトレンズ〕(平成26(ワ)11576)では、図面代用写真の陰影が模様が不明確な「ぼかし」について、「ぼかし模様」と認定されているので、注意が必要である。
- * 4 詳しくは、本連載「意匠法の問題圏 第5回(物品に表された文字)」(DESIGN PROTECT 2012 No.96 Vol.25-4) 10頁参照。
- * 5 なお、『基準』15頁の(注)「ティーポットのように、持ち上げて使用するものは除く。」において、東京高判平成12.10.24〔ティーポット〕(平成12(行ケ)58)が参考とされているが、「本願意匠や引用意匠に係る物品は、ティーポットであって、これらの物品は、取引される際にも使用の際にも、取引者・需要者が全体的に観察するのが通常である」とし、「本願意匠と引用意匠の基本的構成態様」の認定において、「底部を平坦面状に…した形態」との説示が参考と思われる。
- * 6 詳しくは、本連載「意匠法の問題圏 第9回(部分意匠③)」(DESIGN PROTECT 2014 No.103 Vol.27-3) 22頁以下参照。
- * 7 山田知司「意匠の類否」牧野・飯村編『新・裁判実務体系(4) 知的財産関係訴訟法』(青林書院 2001年) 380頁は、「部分意匠の基本的構成態様」の認定について「ベースとなった物品の意匠から基本的構成態様を認定してはならず、あくまでも部分意匠の構成態様を認定すべきである」と述べる。また、知財高判平成19.1.31〔ブリー〕(平成18(行ケ)10317)は、「破線で示された部分の形状が、部分意匠の認定において、意匠を構成するものとして、直接問題とされるものではない」と説示し、知財高判平成25.6.27〔遊技機用表示灯〕(平成24(行ケ)10449)は、「部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲」を「部分意匠の構成それ自体に含めることは、…構成の特定方法としては相当でない」と説示する。同旨説示は、大阪地判平成25.9.26〔遊技機用表示灯〕(平成23(ワ)14336)、東京地判平成27.5.15〔包装用容器〕(平成26(ワ)12985)、知財高判平成28.1.27〔包装用容器〕(平成27(ネ)10077)にもある。
- * 8 図面の不足(省略)と部分意匠との関係については、平成30年4月改訂のパブリックコメント回答において、「背面図の省略」に関して「背面図等が不足した意匠と、背面以外

の部分在意匠登録を受けようとする部分とする部分意匠との違いが不明確となることから、今回の改訂の対象といたしませんでしたが、今後、部分意匠との関係を考慮しつつ改善を検討して参ります。」とされている。

* 9 詳しくは、前掲(*6) 19頁参照。

2. 記載不備により意匠が具体的でないと言われた裁判例(アンダーラインは筆者が記載した)

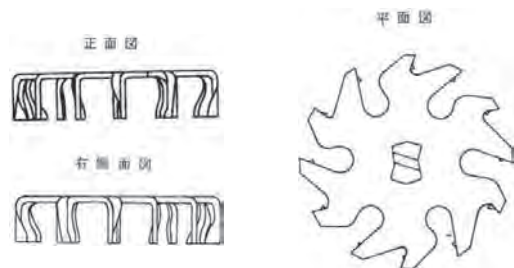
記載不備があり意匠が具体的でないと言われた裁判例として以下の4件がある、これも①記載不一致の場合と②記載不足とに分けて紹介する。

1) 記載不一致

①東京高判昭和62.5.28〔電気かみそり用カッター〕(昭和56(行ケ)279、染野判例2557の63頁(39)、参考審判決集(12)583頁)

「出願に係る意匠は願書に添付される意匠を記載した図面それ自体によって完結的に明確に特定されなければならない」ところ、「本件登録意匠は、意匠登録出願の願書添付の図面と願書に記載された上意匠の説明とが一致しないばかりか、上図面相互も相互に一致していないから、上図面及び意匠の説明に基づいてその意匠、特に二又腕の端部の形状を特定することはできないものといわざるを得ず、しかも、二又腕の端部の形状は、本件登録意匠[図6]を構成するうえで重要な部分であるということがができるから、この部分について特定性を欠く意匠は、結局、本件審決の認定判断のとおり、意匠法第3条第1項柱書きに規定する工業上利用することができない意匠に該当するものということができない。」と説示する*10。本件登録は無効とされた。

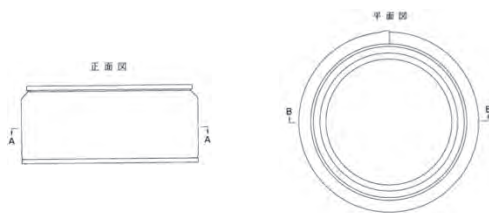
●図6 本件登録意匠第468987号



②大阪地判平成10.9.3〔包装用缶〕（平成6（ワ）11086、染野判例6679の34（5）、知財管理別冊判例集平成10Ⅲ2079頁）

「意匠登録願添付の図面では、平面図等と正面図等との間で缶本体の外周側面の外径の寸法に不一致があり、平面図等における方が正面図等におけるより外周側面の外径線が大きく作図されていることが明らかである。」…「当業者からみて、直線状のテーパ面の角度及び寸法を平面図等によって示される程度のものとしたものであるか、正面図等によって示される程度のものとしたものであるかは、一義的に明らかであるということとはできない。…当業者の立場から、本件登録意匠〔図7〕の願書及び添付図面の記載内容並びに意匠に係る物品（包装用缶）の性状などを総合的に判断しても、合理的、客観的に、原告主張のように平面図等が作図上の誤記であると理解することができるとはいえないから、結局、本件登録意匠の内容を把握することはできない」と説示する。そして、「本件登録意匠の内容を把握することができない以上、被告ら意匠が本件登録意匠に類似するかどうかを判断することはできない」と説示する。（なお、次回で紹介する控訴審では本件意匠は具体的であると認定されている。）

●図7 本件登録意匠第872754号



2) 記載不足

①東京地判昭和52.2.16〔車輪用ナット〕（昭和49（ワ）3436、無体裁集9巻1号43頁）

「物品がナットであるということからは、通常その中空部（内周面）にねじ溝を有するとはいえるにしても、当然にその外周面にもねじ溝を有するとはいえない。また…本件登録意匠〔図8〕の意匠登録出願の願書に添付した図面のすべてについて一切ねじ溝の記載がないことが認められ、…さらに、ねじ

溝といつても、その形状、寸法等が多様でありうることはいうまでもないから、…右ねじ溝の形状、寸法等は特定できないことに…なる。したがって、…本件登録意匠は、本件意匠公報の図面どおり、ナット本体部の内、外周面にねじ溝を欠く形状のものというべきである。」と説示する。本件登録意匠とイ号物品の意匠を対比すると、「ねじ溝」の有無という差異があり、両意匠は類似しないとされた。

●図8 本件登録意匠第346332号



②知財高判平成19.1.30〔鍵材〕（平成18（行ケ）10451）

本願意匠は、「鍵材のディンプル部分（くぼみ部、凹部）の部分意匠」であるから「正にディンプル部分の形状が具体的に特定されなければならないところ」、「その作図はごく小さいもの」であったため、「ディンプル部の開口端縁部の形状」について具体的な態様が不明確で特定することができず、また、「ディンプル部の底部の形状」及び「ディンプル部の周面部の形状」について具体的に特定して認定することができないことから、本願意匠は、「出願に係る意匠を特定して認定することができないものであり、意匠が図面それ自体によって完結的に特定されていない」と説示する。本願意匠は、意匠法第3条第1項柱書きに規定する「工業上利用することができる意匠」に該当しないとする審決が維持された。

*10 なお、無効となった本件意匠を引用例とした事件においては、「引用例の図面の平面図、底面図及び参考斜視図は正確にいえば整合しない点があるが、前示認定の形態を特定するに足りる程度においてはほぼ整合しているといつてさしつかえないと認められ」とされている（東京高判昭63・4・20無体集20巻1号185頁）。これは、引用例としての意匠の特定性は、登録意匠の特定性ほどの厳密さを必要とするものではないことを示すものである。

（つづく）